

○函館工業高等専門学校図書館利用規程

昭和47年4月17日

制定

函館工業高等専門学校図書館利用規程

(趣旨)

第1条 この規程は、函館工業高等専門学校(以下「本校」という。)図書館(以下「図書館」という。)の利用について必要な事項を定める。

(開館日)

第2条 図書館は、次の各号に掲げる日を除き開館する。

- 一 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
- 二 日曜日
- 三 土曜日(ただし、授業期間中を除く。)
- 四 開校記念日
- 五 12月27日から翌年1月5日まで

2 前項に規定するもののほか、特別な事情がある場合は、臨時に閉館することがある。

(開館時間)

第3条 図書館の開館時間は、月曜日から金曜日までは8時40分から20時、土曜日は10時から16時までとし、休業期間中は、月曜日から金曜日までの8時40分から17時までとする。ただし、必要に応じて、開館時間を変更することがある。

(利用者)

第4条 図書館を利用できる者は、次の各号に掲げる者とする。

- 一 本校の学生及び教職員
- 二 図書館の利用を申し出た一般の利用者(以下「一般利用者」という。)

(閲覧)

第5条 開架されている図書及びその他の資料は、自由に閲覧することができる。

2 書庫に保管されている図書及びその他の資料の閲覧については、係員の許可を受けるものとする。

(図書の貸出及び返却等)

第6条 図書の貸出を希望する場合は、本校の学生は学生証を、教職員は図書館利用証を、一般利用者は予め身分を証明するものを提示した上で、発行された図書館利用証を係員

に提示し貸出手続をする。ただし、「禁帯」の表示のある図書は、貸出できない。

- 2 貸出図書は、期限までに返却しなければならない。なお、引続き貸出を希望する場合は、あらためて前項による手続きを行わなければならない。
- 3 図書の点検等、特に必要な場合は貸出期間中であっても返却させることがある。
- 4 図書の貸出冊数及び期間の上限は、別表のとおりとする。

(弁償)

第7条 図書を紛失又は著しく汚損したとき及び施設・設備に損傷を与えたときは、弁償しなければならない。

(利用の停止)

第8条 この規程に違反した者は、一定の期間図書館の利用を停止することがある。

(雑則)

第9条 図書館資料を利用者の閲覧に供するため、図書館資料の目録及びこの規程を常時閲覧室内に備え付けるものとする。

附 則

- 1 この規程は、昭和47年4月17日から施行する。
- 2 この規程の施行により、函館工業高等専門学校学生図書借覧要項は、廃止する。

附 則

この規程は、昭和49年5月27日から施行し、昭和49年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、昭和53年7月18日から施行する。

附 則

この規程は、平成元年3月8日から施行する。

附 則

この規程は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成28年4月11日函高専達第31号)

この規程は、平成28年4月11日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則(令和4年10月27日函高専達第5号)

この規程は、令和4年10月27日から施行する。

別表(第6条関係)

本校の学生・教職員			
種類	冊数	貸出期間	
一般図書	5冊	授業期間	14日
		春季, 夏季及び冬季休業期間	期間中
雑誌	5冊		14日 ※最新号を除く (最新号は当日)
図書の出を希望する一般利用者			
一般図書	3冊		14日